

**（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業及び（仮称）平木阿波
第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する
伊賀市長意見**

- 1 工事实施中・実施後又は施設稼働開始後において、環境への影響が事前の想定を超える場合や、環境影響評価の段階で想定していなかった環境への影響が生じた場合には、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。
- 2 事業内容に変更が生じた場合は、当該変更内容に基づく環境影響の予測及び評価を行ったうえで、必要な環境保全措置を講ずること。
- 3 本事業は長期に渡る計画であることから、施設の維持管理を適切に行い、経年劣化や老朽化による不具合等により、周辺環境への影響が生じないようにすること。
- 4 本事業で建設する風車は 4,200kW と、周辺の風力発電事業で採用されているもの比べても大型のものである。騒音や水環境など、環境への影響は小さいと予測されているが、施設の建設や稼働には十分に配慮を行うこと。
また、苦情が発生した場合は誠意をもって対応し、速やかに原因を究明して適切な環境保全措置を講じ、原因や措置について地域住民への説明を行うこと。
- 5 事業実施区域は急峻な山地であるため、濁水の発生や土砂の流出、土地や斜面の崩落に十分注意すること。
- 6 事業実施区域は、地域森林計画区域内であるため、立木の伐採を行う場合は、森林法に基づく手続きを行うこと。
- 7 隣接地に万一、被害を及ぼした場合は、当事者が責任をもって解決すること。
- 8 伊賀市ふるさと風景づくり条例に基づき、手続きを行うこと。
- 9 伊賀市の適正な土地利用に関する条例の手続きを行うこと。
- 10 事業実施区域内の里道敷への占用及び加工等を行う場合は、担当課と協議のうえ、手続きを行うこと。
- 11 事業地に埋蔵文化財包蔵地は含まれないが工事中、不時埋蔵文化財を発見

した場合は、教育委員会文化財課へ連絡の上、文化財保護について協議願いたい。

- 12 事業内容が河川の工事に及ぶ場合は、オオサンショウウオの保護について、教育委員会文化財へ事前協議願いたい。